

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団役員等の報酬に関する規程

沿革	平成 6 年 1 1 月 9 日制定	平成 9 年 1 2 月 1 9 日改正	平成 1 0 年 3 月 2 0 日改正
	平成 1 1 年 6 月 2 8 日改正	平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日改正	平成 1 3 年 1 2 月 2 6 日改正
	平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日改正	平成 1 5 年 1 1 月 2 8 日改正	平成 1 6 年 3 月 2 9 日改正
	平成 2 3 年 9 月 2 9 日改正	平成 2 4 年 3 月 2 2 日改正	平成 2 4 年 3 月 3 0 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

(通勤手当)

第 2 条の 2 月額報酬を受ける役員等には、職員の例により通勤手当を支給する。

(報酬の計算)

第 3 条 月額報酬を受ける役員等となったものは、その日から報酬を支給する。

2 前項に規定する役員等が退職、失職又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

3 前各号の規定により月額報酬を受ける役員等の報酬を支給する場合は、その月の現日数により日割りによって計算する。

(報酬の支給期日)

第 4 条 月額報酬を受ける役員等の報酬の支給期日は、公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団給与規程第 5 条第 2 項の規定によるものとする。

2 日額の報酬を受ける役員等の報酬は、用務従事後に支給する。

(賞与)

第 5 条 賞与は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する月額報酬を受ける役員等に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した役員等に対しても同様とする。

2 賞与の額は、月額報酬を受ける役員等が基準日現在（退職し、又は死亡した役員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において役員等が受けるべき報酬月額に、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間における月額役員等の報酬を受けるに至った日からの在職期間の

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

(適用除外)

第6条 鹿沼市職員及び公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事務局職員が役員等を兼ねる場合は、この規程による報酬等は支給しない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成6年11月9日から施行する。

附 則 (平成9年12月19日)

この規程は、平成9年12月19日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日)

この規程は、平成10年3月20日から施行する。

附 則 (平成11年6月28日)

この規程は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日)

(施行期日等) (平成12年12月22日)

- 1 この規程は、平成12年12月22日から施行し、改正後の財団法人鹿沼市体育文化振興公社役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(賞与の額の特例)

- 2 平成12年12月にこの規程による改正前の財団法人鹿沼市体育文化振興公社役員の報酬に関する規程第5条の規定に基づいて支給される役員等の賞与の額が、改正後の規程第5条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる賞与の額を越えるときは、同月に支給されるべきその者の賞与の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額と同条の規定に基づいて支給されることとなる賞与の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける者の平成13年3月に支給されることとなる賞与の額は、改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる賞与の額から前項の規程に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

附 則 (平成13年12月26日)

- 1 この規程中第1条の規定は平成13年12月26日から、第2条の規定は平成14年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の財団法人鹿沼市体育文化振興公社役員の報酬に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。

（賞与の額の特例）

3 平成13年12月に第1条の規定による改正前の財団法人鹿沼市体育文化振興公社役員の報酬に関する規程第5条の規定に基づいて支給される役員の賞与の額が、改正後の規程第5条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる賞与の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の賞与の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる賞与の額に加算した額とする。

4 前項の規定の適用を受ける者の平成14年3月に支給されることとなる賞与の額は、改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる賞与の額から前項の規定に基づいて加算して支給された額に相当する額を控除した額とする。

附 則（平成14年12月26日）

（施行期日）

1 この規程は平成14年12月26日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の財団法人鹿沼市体育文化振興公社役員の報酬に関する規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

附 則（平成15年11月28日）

（施行期日）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	区 分	報 酬 の 額
理 事 長	月 額	280,000円
常 務 理 事	月 額	200,000円
理 事	日 額	6,500円
監 事	日 額	6,500円
評 議 員	日 額	6,500円